

【あま市人権尊重のまちづくり計画策定に向けて】

●計画策定の経緯

本市は平成 22 年（2010 年）に七宝町、美和町、甚目寺町の 3 町が合併して新たに誕生しました。

旧 3 町のうち、旧甚目寺町においては、平成 11 年（1999 年）に「人権尊重の町」の宣言を行っています。また、平成 12 年（2000 年）に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に呼応する形で、平成 13 年（2001 年）に「甚目寺町人権施策推進本部」を設置し、そして平成 16 年（2004 年）に「私たちのまち甚目寺町の人権に関する行動計画」を策定し、人権に関する様々な施策に取り組んできました。

合併後、平成 22 年（2010 年）に「あま市人権施策推進本部」を設置し、平成 23 年（2011 年）に実施した「人権に関する市民意識調査」及び同年に県内で初めて制定した「あま市人権尊重のまちづくり条例」を踏まえ、平成 24 年（2012 年）に「あま市人権尊重のまちづくり行動計画」を策定し、その後、平成 29 年（2017 年）に「あま市人権尊重のまちづくり行動計画（改訂版）」を策定しました。

令和 2 年度には、次期計画を策定するにあたって、より一層充実した取組を行っていく上での参考とさせていただくため、「あま市人権に関する市民意識調査」を実施しました。そして、令和 3 年（2021 年）3 月に人権意識を高めていくことが今後より一層重要であることを明確にするため、「あま市人権尊重のまちづくり条例」を一部改正し、引き続き人権尊重のまちづくりに向けて取組を進めています。

●次期計画策定に向けて

少子高齢化、情報化、国際化の進展に伴い、人権問題はますます多岐にわたり複雑化しています。

昨今では、学校等におけるいじめ、子どもの貧困問題、性的マイノリティ（LGBT 等）などに対する偏見と差別、職場等におけるハラスメント、インターネットを悪用した差別的な書き込み、外国人に対するヘイトスピーチ等、新たな人権問題が生じています。

また、直近では、令和元年（2019 年）から続いている新型コロナウイルス（COVID-19）への対応が長期化する中で、いわれのない偏見や差別、心ない誹謗中傷やいじめなど、関係者への人権侵害が問題視されています。

平成 28 年（2016 年）の、いわゆる「人権三法」と言われる「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行を始め、近年でも多くの人権に関する法制度が施行されており、人権をめぐる社会情勢は大きく変化しています。

本市においては、令和 2 年度に「あま市人権に関する市民意識調査」を実施しましたが、そこで明らかとなった人権に関する現状や課題を施策に反映させるとともに、より効果的な人権施策に取り組んでいく必要があります。

このような状況を踏まえ、本市における人権施策を総合的に推進するため、「第 2 次あま市人権尊重のまちづくり行動計画」の策定を行います。

●あま市人権尊重のまちづくり条例（前文）

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等です。これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されている、日本国憲法の理念とするところです。

しかし、今なお、人種、信条、性別、社会的身分又は門地等に起因する人権侵害（障がい者差別、外国人差別、部落差別等）が存在し、社会情勢の変化等により、インターネット上の誹謗中傷等による人権にかかわる新たな課題も生じ、それらの解決に向けた積極的な取り組みが求められています。

私たち一人ひとは、人権教育、人権啓発等により自らの人権意識を高め、あらゆる差別や偏見のない、明るく住みよい社会を築いていかななくてはなりません。

よって、私たちあま市民は、共に考え、支え合いながら、お互いの人権を尊重し、思いやりの心にあふれた、自由かつ平等で公正な社会の実現を目指し、不断の努力を重ねていくことを決意し、この条例を制定します。

●あま市人権尊重のまちづくり行動計画（改訂版）の基本理念、基本目標

《基本理念》

いつでもどこでも人権が大切にされ、
誰もが喜びと生きがいを感じられる、
信頼、助けあい、そして思いやりにあふれた
人権尊重のまちづくりを目指します。

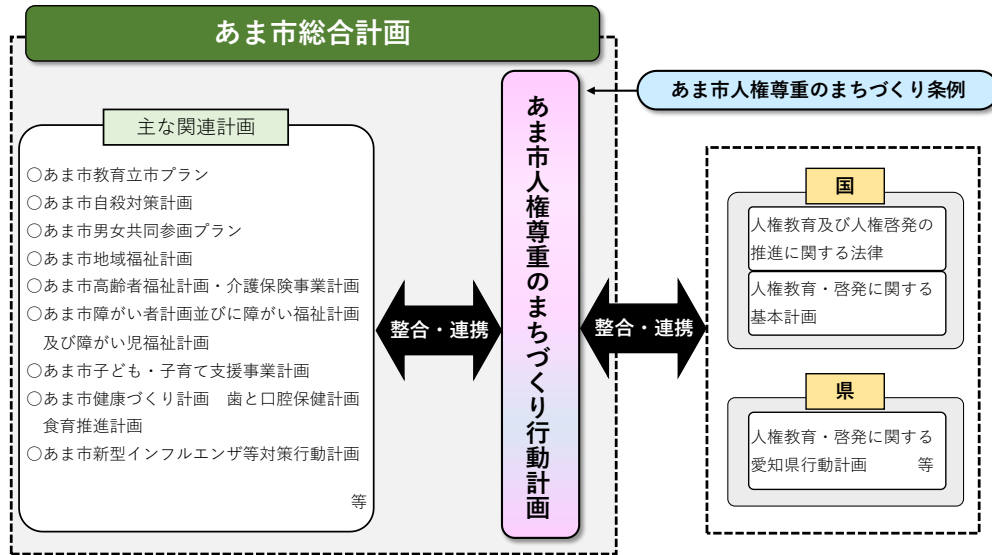
《基本目標》

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ① 自尊感情をもって生きる | ④ みんなの協働による取組 |
| ② 一人ひとりの人権を尊重する | ⑤ 物理的・心理的なバリアフリーを目指す |
| ③ 人権感覚を醸成する | ⑥ 共生社会をめざす |

●計画の位置づけ

「あま市人権推進のまちづくり行動計画」は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条の規定に基づき策定するものであり、「あま市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、第2次あま市総合計画のもと、他の関連計画と整合を図り、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。

【関連諸計画との関係】



●計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市内の現状を踏まえた上で、多様な視点から意向を幅広く反映した計画としていくことを基本的な考えとして、以下の体制と方法で策定を行います。

(1) 計画策定の体制

本計画の策定体制は、幅広い知見を集め、総合的な検討を進めるため、本市の人権施策基本方針等に関する事項について総合的に審議する機関であり、学識経験者、市内関係団体、人権擁護委員などから構成される「あま市人権施策推進審議会」において審議を行います。

また、庁内においては「あま市人権施策推進本部」を設置し、次期計画における具体的な人権施策を検討します。

(2) 人権に関する現状・意向の把握

「あま市人権尊重のまちづくり行動計画」に基づき実施している人権尊重のまちづくりに向けた施策の効果に対する検証や、市の現状、市民の人権に対する意識や意向を把握するために、令和2年度に「あま市人権に関する市民意識調査」を実施しました。

また、人権に関する現状・課題や取組に関する意見交換を行うことを目的に、市民参加型のワークショップを実施します。

(3) パブリックコメントの実施

計画は広く市民の意見が反映されたものにしていくことが重要であることから、パブリックコメントの実施を通じて、広く市民の意見を集め、計画への反映に努めます。

●策定スケジュール

	2021年										2022年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
人権施策推進審議会			①				②		③		④		
市民ワークショップ				①	②	③							
パブリックコメント									➡				
人権施策推進本部	①				②			③			④		

◇審議会予定

第1回：6月11日（金）（本日）

- ・会長、職務代理者の選任
- ・諮問
- ・行動計画の策定に向けて
- ・令和2年度事業報告について
- ・今後のスケジュールについて

第3回：12月中

- ・行動計画素案について
- ・パブリックコメントについて

第2回：10月中

- ・行動計画骨子について
- ・令和3年度進捗状況について

第4回：令和4年2月中

- ・パブコメ結果について
- ・行動計画案について
- ・答申

◇市民ワークショップ予定

募集期間：6月上旬～中旬

第1回：7月20日（火）

第2回：8月18日（水）

第3回：9月8日（水）

◇パブリックコメント

令和3年12月～令和4年1月の予定

※ 新型コロナウイルスの感染状況により、審議会や市民ワークショップ等の予定が変更になる場合があります。

【参考】愛知県の動き

- 平成7年(1995年)12月県議会において、「あらゆる差別の撤廃に関する請願」が採択されました。

- 「あらゆる差別の撤廃に関する請願」の採択を受け、人権問題の解消のためには、行政を始め県民一人一人が人権について正しい認識を持ち、粘り強く努力していくことが必要であるとの認識から、平成9年(1997年)12月に、「人権尊重の愛知県を目指して」の宣言を行いました。
(同年は憲法・地方自治法の施行50周年の節目の年でもあったため、これを機会に改めて人権の大切さを考え、人権が尊重される郷土愛知の実現を目指して県民とともになお一層の努力をしていく、ということ宣言したもの)

- 平成11年(1999年)10月に、人権に関する施策の総合的・効果的な推進を図るため、知事を本部長とする「愛知県人権施策推進本部」を設置し、平成13年(2001年)2月に「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」を策定しました。

- 平成24年(2012年)11月に実施した「人権に関する県民意識調査」の結果やこれまでの取組状況、社会情勢の変化などを踏まえ、平成26年(2014年)3月に「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」の改定を行いました。

- 平成27年(2015年)12月に、障害を理由とする差別の解消の推進を図るための「愛知県障害者差別解消推進条例」が施行されました。また、平成28年(2016年)10月には、「手話言語その他の意思疎通手段のための普及に関する条例」が施行されました。

- 平成29年(2017年)11月に4回目となる「人権に関する県民意識調査」が実施され、平成26年の改定時以降の取組状況や社会情勢の変化に伴う新たな課題を踏まえ、平成31年(2019年)3月に「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」の改定を行いました。

- 令和2年(2020年)10月に制定された「愛知県新型コロナウイルス感染症対策推進条例」には、「何人も、新型コロナウイルス感染症への罹り患又はそのおそれ等を理由として、新型コロナウイルス感染症の患者及びその家族、医療従事者等の人権が損なわれることがないように留意しなければならない。」と明記されています。

【参考】国内の動き

- 昭和 22 年（1947 年）に、日本国憲法が施行され、「基本的人権の尊重」「国民主権」「平和主義」を基本原則とし、「基本的人権の尊重」は、誰もが生まれながらにもっている人間らしく生きる権利を大切にという考えで「自由権」「平等権」「社会権」「参政権」「請求権」等が定められました。
- 我が国固有の人権問題である部落差別問題の解決に向けて、昭和 40 年（1965 年）「同和対策審議会答申」が出されました。さらに答申を受け、昭和 44 年（1969 年）「同和対策事業特別措置法」が成立しました。この法律は時限立法であったため、その後、昭和 57 年（1982 年）「地域改善対策事業特別措置法」、昭和 62 年（1987 年）「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」、平成 9 年（1995 年）「地対財特法の一部を改正する法律」と施行し、平成 14 年（2002 年）に法切れとなりました。
- 平成 8 年（1996 年）の同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について（地域改善対策協議会意見具申）の中で、「同和問題に関する差別意識解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していかねばならない」「同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題の固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組みを踏まえて積極的に推進すべき」等が提言されました。
- 平成 12 年（2000 年）には、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まりや、人権の擁護に関する国内外の情勢を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進を図るために「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が公布・施行されました。その後、平成 14 年（2002 年）には、この法律に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成 23 年一部変更）が策定されました。
- 平成 28 年（2016 年）には、個人人権課題の差別解消に向け、4 月に「障害者差別解消法」、6 月に「ヘイトスピーチ解消法」、12 月「部落差別解消推進法」が施行されました。
- 平成 29 年（2017 年）には、我が国で研修している外国人技能実習生の保護及び技能実習の適正な実施を図るために「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」施行されました。
- 令和元年（2019 年）には、我が国の先住民族であるアイヌの人々を取り巻く課題を解決し、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策を総合的に推進していくことを目的に「アイヌ民族支援法」が施行されました。

【参考】国際的な動き

○昭和 23 年（1948 年）に国際連合（以下「国連」という。）は、「世界人権宣言」を採択しました。

○昭和 24 年（1949 年）には、人身売買を禁止するための「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」が、昭和 27 年（1952 年）には、女性の参政権を保護するための「婦人の参政権に関する条約」が採択されました。

○しかし、ヨーロッパを中心として続発したネオ・ナチズムや、南アフリカ共和国で行われていたアパルトヘイト政策など、人種や民族に対する差別が依然として存在し続けているという憂慮すべき事態が起きていたことを背景に、昭和 35 年（1960 年）の「植民地及びその人民に対する独立の付与に関する宣言」、昭和 38 年（1963 年）の「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国連宣言」を経て、昭和 40 年（1965 年）に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）が採択されました。

○昭和 41 年（1966 年）には、世界人権宣言の内容を基礎として条約化した「国際人権規約」が採択されました。

○昭和 54 年（1979 年）には、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とした「女子差別撤廃条約」が採択されました。

○平成元年（1989 年）には、18 歳未満の「児童」の権利の尊重及び保護の促進を目指した「児童の権利に関する条約」が採択されました。

○平成 5 年（1993 年）には、国際的な人権保護の専門組織として「国連高等弁務官」が新設されました。

○平成 16 年（2004 年）に、「人権教育のための世界計画」宣言が採択され、平成 17（2005 年）から、人権教育を積極的に推進することを目的に「人権教育のための世界プログラム」が進められています。（2020 年から第 4 フェーズに入っています）

○平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。これは「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 の目標・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。